

キャリアアップに資する教育訓練

- 1 会社は、すべての派遣従業員に対して、キャリアアップに資する知識を高め、技術の向上を図るため必要な、段階的かつ体系的な教育を行う。
- 2 前項の教育訓練は、有給かつ無償のものとする。
- 3 派遣従業員は、会社が行う教育の受講を命じられたときは、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- 4 この条項において「会社」とは、派遣元事業所のみならず派遣先事業所も含めるものとする。
- 5 キャリアアップに資する教育訓練が所定労働時間外に及ぶ時は、所定外労働として賃金を支給する。また、会社の休日に行われるときは、あらかじめ他の労働日と振り替える、若しくは休日労働として賃金を支給する。
- 6 派遣労働者が教育訓練を受講するためにかかる交通費については、派遣先との間の交通費より高くなる場合は、差額を支給する。
- 7 キャリアアップに資する教育訓練は、原則として会社の事業所内で行うこととするが、やむを得ない理由がある場合は、キャリアアップに資する自主教材の提供の活用等により、教育訓練を行う場合がある。
会社の事業所外で行う教育訓練については、当該教材の学習に必要とされる時間数に見合った手当の支給を行うこととする。
- 8 キャリアアップに資する教育訓練において、次のいずれかに該当する者は、受講済みであるとして取扱うこととする。
 - ① 過去に同内容の教育訓練を受けたことが確認できる者
 - ② 該当業務に関する資格を有している等、明らかに十分な能力を有している者
- 9 無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した派遣労働者について、次の派遣先が見つけられない等、会社の責めに帰すべき事由により休業させた場合には、休業手当として、派遣労働者の平均賃金の100分の60を支払うこととする。
- 10 会社は、無期雇用派遣労働者について、派遣先との契約終了のみを理由とする解雇及び、有期雇用派遣労働者について、派遣先との契約終了のみを理由とする有期雇用契約の期間内の解雇は行わないこととする。